

日々の生活に役立つ！



インド法律コラム



インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates の弁護士 Tania と
ジャパンスク坂谷が日本人の方に有益な法律情報をご紹介します。

Q10

死亡に関する法手続き

私は7年前からインドに住んでいる日本人です。最近がん宣告を受けました。このまま日本には帰らず、インドで後世を全うしようと考えています。インドで死亡した場合の私の法的な権利や、生前に準備しておいた方がよいことを教えてください。

回答：

ご質問に正確にお答えするためには、結婚しているか、子供がいるか、遺言書はあるか、健康保険に加入しているかなど、詳細を確認する必要があります。また、死因が事故か、病気かなどによっても法的権利は変わってきます。

死亡に関しては様々な法が関係しますので、基本的なことに関してのみお答えします。

解説：

まず、インドで死亡した外国人が母国での埋葬を希望する場合は、死亡した方の家族は死亡診断書を病院から、NoC(異議なし証明書)を警察から受け取り、死体防腐処理証明書、死亡者本人の写真とID(パスポート/運転免許証/Aadhaarカード)、母国での身元引き取り人の詳細、母国の領事館からのNoCを準備する必要があります。

また、遺言書には2種類あります。一つは財産の処分方法を記した遺言書と、もう一つは重病や昏睡状態になった際の指示を示す生前遺言書(リビングウィル)と呼ばれるものです。

インドに資産を持つ外国人はその資産に対してイ

ンドで遺言書を作る義務はありません。ただし、相続のトラブルを防ぐため、必ず遺言書を作成しておくことをお勧めします。遺言書は必ずしもインドで作られたものである必要はなく、日本の裁判所で有効と認められたものはインドの裁判所でも有効な遺言書として提出することができます。

インド非居住者が相続によって得た資産の売却等で得た利益は、法定税金を納めたあと、1年間のうち100万USDルを上限として本国へ送金することが可能です。100万USDルを超えて送金することも可能ですが、その場合はインド準備銀行からの事前許可を得る必要が有ります。

インドにおいては、臓器を提供する意思がある人は、政府の公式ウェブサイトに登録し、ドナーカードを得る必要があります。さらに、実際の移植の際には家族から最終的な同意を得ることが臓器提供の条件となります。そのため、事前に家族に臓器提供の意思を伝え、あなたの意思を尊重するよう相談することをお勧めします。また、病院に入院する場合はドナー提供の意思をなるべく早い段階で病院側に伝えておきましょう。

※この記事では特定の法律分野の基礎についてのみ説明しています。



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。A&A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者がご対応致します。

Delhi

📍 A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

📍 1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

☎ +91 98109 07903 (坂谷)

✉ mami.sakatani@ahlawatassociates.in

🌐 <https://www.ahlawatassociates.com/>

インドの法律ならお任せ！
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES